明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○登記手数料令等の一部を改正する政令（五八）　四
○平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（五九）　五
○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六〇）　六
○平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（六一）　六
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（六二）　六
○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六四）　六
○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（六五）　七
○農業近代化資金融通法施行令及び農業信用保証保険法施行令の一部を改正する政令（六六）　八
○平成二十五年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（六七）　八

〔府令〕
○株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（内閣府七）　九

〔府令・復興庁令・省令〕
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）　九

〔府令・省令〕
○株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一）　九
○株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　一〇

〔省令〕
○株式会社企業再生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　一二
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　一三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　一三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　一三
○株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令（財務四）　一三
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（同五）　一三
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一三）　一三
○農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令（同一四）　一三

〔告示〕
○沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を認定した件（内閣府三二）　一三
○株式会社企業再生支援機構支援基準の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一）　一三
○金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件及び機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・経済産業一）　一五
○事業再生計画に記載された社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額についての減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることを確認するための基準（同二）　一五
○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁一〇）　一六
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業二）　一六
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・厚生労働二）　一六
○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁・農林水産三）　一六

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。